

令和8年第2回葛城市議会定例会会議録（第1日目）

1. 開会及び散会 令和8年6月12日 午前10時02分 開会
午後 2時12分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員13名

1番 福 本 善 之	2番 木 村 公
3番 靄 本 義 明	4番 速 水 一 生
5番 西 川 善 浩	6番 杉 本 訓 規
7番 梨 本 洪 珪	8番 吉 村 始
9番 奥 本 佳 史	10番 谷 原 一 安
11番 川 村 優 子	12番 増 田 順 弘
13番 藤井本 浩	

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	阿 古 和 彦	副 市 長	東 錦 也
教 育 長	椿 本 剛 也	企 画 部 長	林 本 裕 明
総 務 部 長	吉 田 和 裕	財 務 部 長	堀 川 雅 樹
市民生活部長	葛 本 章 子	都市整備部長	倉 田 主 税
産業観光部長	植 田 和 明	保健福祉部長	山 岡 邦 啓
こども未来創造部長	中 井 智 恵	教 育 部 長	勝 眞 由 美
教 育 部 理 事	西 川 賢	上下水道部長	奥 田 雅 彦

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	西 川 勝 也	書 記	吉 村 浩 尚
書 記	神 橋 秀 幸	書 記	西 邨 さくら

6. 会議録署名議員 13番 藤井本 浩 1番 福 本 善 之

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 議第30号 葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第4 議第31号 葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- 日程第5 議第32号 葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第6 議第33号 葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第7 議第34号 葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第8 議第35号 葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第9 議第36号 葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第10 議第37号 葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第11 議第38号 葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第12 議第39号 葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第13 議第40号 葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第14 議第41号 葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第15 議第42号 葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第16 議第43号 葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第17 報第2号 葛城市土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第18 報第3号 令和7年度葛城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第19 報第4号 令和7年度葛城市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第20 報第5号 令和7年度葛城市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第21 議第44号 葛城市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定することについて
- 日程第22 議第45号 葛城市監査委員条例の一部を改正することについて
- 日程第23 議第46号 葛城市職員の旅費に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第24 議第47号 葛城市産業廃棄物処理施設及び設備の設置等の指導に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第25 議第48号 葛城市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第26 議第49号 葛城市消防委員会条例の一部を改正することについて
- 日程第27 議第50号 葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて
- 日程第28 議第51号 令和8年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決について

開 会 午前10時02分

増田議長 ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しておりますので、令和8年第2回葛城市議会定例会を開会いたします。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきを願います。

葛城市議会では会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきを願います。

本日、令和8年第2回定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。本定例会も、議員各位の格段のご協力によりまして、議会運営が円滑に進行できますようお願いを申し上げます。

ここで報告事項を申し上げます。本定例会に市長より提出されました議案は、議事日程記載の日程第3から日程第28までの26議案であります。なお、議事の進行上、議案の朗読は省略いたします。また、条例改正議案等の新旧対照表はペーパーレス会議システムで配付しておりますので、ご承知おきを願います。

次に、監査委員から例月出納検査結果について報告がありました。こちらにつきましてもペーパーレス会議システムで配付いたしておりますので、ご清覧賜りますようお願いを申し上げます。

以上で報告を終わります。

ここで、阿古市長から招集者としてのご挨拶を願うことにいたします。

阿古市長。

阿古市長 皆様、おはようございます。開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和8年第2回葛城市議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。また、日頃より市政の推進に関しまして、多大なるご協力をいただいておりますことに心より御礼を申し上げる次第でございます。

さて、本定例会におきましては、報告案件が4件、議決案件が22件、合わせて26件につきましてご審議をお願いするものでございます。それぞれの案件につきましては、提案時にその内容をご説明させていただきますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

増田議長 これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、13番、藤井本浩議員、1番、福本善之議員を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期、議事日程、審査方法等につきましては議会運営委員会で協議を願っておりますので、委員長から報告を願います。

11番、川村優子議員。

川村議会運営委員長 皆様、おはようございます。令和8年第2回葛城市議会定例会の開会に当たりまして、去る6月3日、議会運営委員会を開催いたしまして、諸事項につき慎重に協議をいたしておりますので、その結果についてご報告いたします。

初めに、議事日程及び審議方法についてでございます。

まず、日程第3、議第30号から日程第16、議第43号までの14議案につきましては、農業委員会委員の人事案件でございます。一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑を行い、委員会付託を省略し、1議案ごとに討論、採決まで行います。

次に、日程第17、報第2号から日程第20、報第5号までの4議案につきましては、報告案件でございます。日程第17、報第2号、土地開発公社の経営状況の報告につきましては、上程し、その内容説明を受けた後、法の規定により、質疑のみを行います。日程第18、報第3号から日程第20、報第5号までの令和7年度の繰越関係の計算書3議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、こちらにつきましても、法の規定による一括質疑のみを行います。

次に、日程第21、議第44号から日程第27、議第50号までの条例の制定または改正7議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、各常任委員会に付託し、審査願います。総務建設常任委員会に議第45号、議第46号、議第49号及び第50号の4議案を付託し、厚生文教常任委員会には議第44号、議第47号及び議第48号の3議案を付託します。

次に、日程第28、議第51号、令和8年度一般会計補正予算1議案につきましては、上程し、その内容説明を受けた後、質疑まで行い、予算特別委員会を設置し、審査を付託いたします。なお、委員会の定数は8名といたしますので、各常任委員会からそれぞれ4名ずつの委員の選出をお願いします。

以上で1日目は散会いたします。

続いて、会議日程及び会期につきましては、ペーパーレス会議システム等で配付しているとおりでございます。会期は本日6月12日から6月26日までの15日間とし、16日午前10時より本会議、一般質問を行います。17日は午前10時から緊急地震速報訓練が実施されますので、訓練終了後の午前10時10分より本会議、引き続き一般質問を行います。18日午前9時30分より総務建設常任委員会を開催いたします。19日午前9時30分より厚生文教常任委員会を開催いたします。各常任委員会におかれましては、付託議案の審査及び所管事項の調査をお願いいたします。22日午前9時30分より予算特別委員会を開催し、付託議案の審査をお願いいたします。同日午後2時より、物資集積拠点に関する調査特別委員会を開催いたします。23日、（仮称）當麻複合施設及びその周辺整備に関する特別委員会を開催いたします。24日午前9時30分より議会改革特別委員会を開催いたします。25日は予備日とし、26日午前10時より本会議を再開し、初めに、会期中に行われました各委員会における調査事項について、審査状況を各委員長より報告願います。その後、各委員会に付託された議案につきましては、各委員長より審査結果について報告を願い、質疑、討論の後、採決まで行います。会議日程及び

会期については以上でございます。

最後に、一般質問についてでございます。質問回数につきましては、一括質疑方式を選択された場合は2回までで、3回目は発言のみとなります。一問一答方式を選択された場合は、回数に制限はございません。また、制限時間につきましては、質疑、答弁を含めて1人60分以内といたします。なお、反問時間は制限時間に含みません。

以上、報告といたします。皆様のご理解を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

増田議長 ただいまの議会運営委員会委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は本日12日から26日までの15日間とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日12日から26日までの15日間とすることに決定をいたしました。

重ねてお諮りをいたします。

議案審議につきましても、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の報告のとおり議案審議を行うことにいたします。

本日の議事日程は、ペーパーレス会議システム等で配付しているとおりでございます。

これより議案審議に移ります。

日程第3、議第30号から日程第16、議第43号までの農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての14議案について一括議題といたします。なお、本14議案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本14議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第30号から議第43号までの14議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

本案につきましては、現農業委員会委員の任期が本年7月19日をもって満了することから、新たに11名、引き続き3名の方々を農業委員会委員として任命しようとするものでございます。

なお、今回の委員候補者におきましては、委員14名のうち4名が認定農業者等または認定農業者等に準ずる者であり、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号の規定を満たしております。

最初に、議第30号につきましては、新たに堀内嘉行氏を任命いたしたく提案するものでございます。

次に、議第31号につきましては、新たに高松鶴明氏を任命いたしたく提案するものでございます。

次に、議第32号につきましては、新たに木村清治氏を任命いたしたく提案するものでござ

います。

次に、議第33号につきましては、新たに中島康博氏を任命いたしたく提案するものでございます。

次に、議第34号につきましては、新たに岡田一郎氏を任命いたしたく提案するものでございます。

次に、議第35号につきましては、新たに井森賀津子氏を任命いたしたく提案するものでございます。

次に、議第36号につきましては、新たに増井良之氏を任命いたしたく提案するものでございます。

次に、議第37号につきましては、新たに弓田忠由氏を任命いたしたく提案するものでございます。

次に、議第38号につきましては、新たに虎走恵介氏を任命いたしたく提案するものでございます。

次に、議第39号につきましては、新たに芦高一浩氏を任命いたしたく提案するものでございます。

次に、議第40号につきましては、新たに石田弘志氏を任命いたしたく提案するものでございます。

次に、議第41号につきましては、引き続き杵岡秀樹氏を任命いたしたく提案するものでございます。

次に、議第42号につきましては、引き続き岡本美穂氏を任命いたしたく提案するものでございます。

次に、議第43号につきましては、引き続き吉川弘孝氏を任命いたしたく提案するものでございます。

以上14名の方々につきましては、人格、農業に関する識見ともに優れており、適任者であると認められます。よって、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます。

増田議長 これより質疑に入りますが、本14議案につきましては一括質疑といたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第3、議第30号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第30号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 異議なしと認めます。よって、議第30号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第4、議第31号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第31号議案を採決いたします。

本案につき、これに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 異議なしと認めます。よって、議第31号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第5、議第32号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第32号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 ご異議なしと認めます。よって、議第32号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第6、議第33号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第33号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 ご異議なしと認めます。よって、議第33号議案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第7、議第34号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第34号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

増田議長 ご異議なしと認めます。よって、議第34号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第8、議第35号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第35号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

増田議長 ご異議なしと認めます。よって、議第35号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第9、議第36号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第36号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

増田議長 ご異議なしと認めます。よって、議第36号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第10、議第37号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第37号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

増田議長 ご異議なしと認めます。よって、議第37号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第11、議第38号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第38号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

増田議長 ご異議なしと認めます。よって、議第38号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第12、議第39号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第39号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 異議なしと認めます。よって、議第39号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第13、議第40号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第40号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 ご異議なしと認めます。よって、議第40号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第14、議第41号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第41号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 ご異議なしと認めます。よって、議第41号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第15、議第42号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第42号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 ご異議なしと認めます。よって、議第42号は原案のとおり同意することに決定をいたしま

した。

日程第16、議第43号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第43号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 ご異議なしと認めます。よって、議第43号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、日程第17、報第2号、葛城市土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

本案につき報告を求めます。

東副市長。

東 副市長 改めまして、皆さん、おはようございます。令和7年度の葛城市土地開発公社の経営状況につきまして、お手元に配付をいたしております令和7年度葛城市土地開発公社経営状況報告書に基づきまして、ご説明を申し上げたいと思います。

それでは、令和7年度葛城市土地開発公社経営状況報告書の2ページをご覧ください。令和7年度の事業収支でございますけれども、収益的収支といたしまして、収益的収入が15万7,913円、収益的支出が10万6,024円でございます。また、資本的収支といたしまして、資本的収入が5億1,474万円、資本的支出が5億1,684万2,035円となっております。

続きまして、令和7年度中の取得事業と売却事業でございますけれども、売却事業はございませんでした。取得事業につきましては、葛城市受援施設整備事業用地7,181.02平方メートル、取得事業費は2億5,899万9,535円となっております。

続きまして、3ページの令和7年度貸借対照表をご覧ください。

まず最初に、資産の部でございますけれども、令和7年度末における流動資産の現金及び預金につきましては、1,489万6,923円でございます。内訳といたしましては、普通預金といたしまして989万6,923円と、資本金であります基本財産の定期預金が500万円でございます。また、代行用地といたしまして4億6,494万3,256円でございます。資産の合計といたしまして4億7,984万179円でございます。

次に、負債の部でございます。流動負債の未払金が302万305円、固定負債の借入金が4億1,487万円、よって合計で4億1,789万305円が負債合計額でございます。なお、借入金につきましては、葛城市上下水道事業から借入れによるものが1億5,750万円、大和信用金庫からの借入れが2億5,737万円でございます。

続きまして、資本の部でございますが、先ほど説明させていただきました、定期預金となっております。資本金が500万円、前期繰越準備金が5,689万7,985円で、令和7年度の当期純利益であります5万1,889円を加えまして、6,194万9,874円が資本合計額でございます。

続きまして、4ページの令和7年度損益計算書をご覧ください。先ほどご説明させていただきましたが、令和7年度は売却事業はございませんでしたので、事業収益、事業原価はございません。一般管理費といたしましては、固定資産税等で10万6,024円の事業損失、また、駐車場貸付代等による事業外収益が15万7,913円で、経常利益は5万1,889円でございます。そして特別損失といたしまして、その他の特別損失はございません。よって、経常利益の5万1,889円がそのまま当期純利益として同額の5万1,889円となっております。

続きまして、5ページの令和7年度キャッシュ・フロー計算書をご覧ください。事業活動によるキャッシュ・フローでは、事業外収益による10万3,510円が増加し、用地取得事業としての支払額が2億5,957万8,059円が減少し、小計にて2億5,947万4,549円の減少となっております。小計額に受取利息5万4,403円を加えまして、事業活動によるキャッシュ・フローとして2億5,942万146円の減少となっております。投資活動によるキャッシュ・フローはございませんので、1枚送っていただきまして、次の6ページをご覧ください。財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、短期借入れによります収入が5億1,474万円、短期借入金の返済が2億5,737万円となり、差引き2億5,737万円の増加となっております。その結果、令和7年度のキャッシュ・フローといたしまして、期首残高の1,694万7,069円から205万146円が減少し、年度末におけます現金及び預金につきましては1,489万6,923円となっております。

続きまして、7ページの令和7年度財産目録につきましては、先ほど3ページ目の貸借対照表でもご説明させていただきましたので、割愛をさせていただき、次の8ページ、収支決算書をご覧ください。令和7年度の収益的収入及び支出でございます。収益的収入でございますが、受取利息5万4,403円、雑収益といたしまして10万3,510円、合計で15万7,913円の収入となっております。次に、収益的支出でございますが、一般管理費10万6,024円、よって、合計で同額の10万6,024円の支出となっております。

続きまして、9ページをご覧ください。令和7年度の資本的収入及び支出でございます。資本的収支でございますけれども、令和7年度の新たな借入れが5億1,474万円となっております。次に、資本的支出でございますけれども、公有地取得事業といたしまして、代行用地取得2億5,808万1,465円の支出、借入金の支払利息139万570円の支出、また、借入金への償還金につきましては2億5,737万円、よって、合計で5億1,684万2,035円の支出となっております。

次に、10ページの会計決算意見書をご覧ください。令和7年度の決算につきまして、去る5月11日に、土地開発公社の監事でございます吉村総務建設常任委員会委員長と油谷監査委員事務局長に監査を行っていただきました結果、関係諸帳簿等いずれも適正であることをお認めいただきましたことをここにご報告を申し上げます。

以上で、令和7年度におけます葛城市土地開発公社の経営状況報告書についてのご説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

増田議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

川村議員。

川村議員 よろしく願いいたします。

ただいま土地開発公社理事長のほうから、経営状況についてのご説明をいただきました。基本的なことをお聞きをしたいと思います。改めてお聞きをしたいと思います。この報告ということで報第2号で上程されておりますが、そもそも、葛城市土地開発公社の経営状況の報告、これを議会で報告しなければならない理由、なぜしなければならないかというところを詳細に、これは地方自治法の232条の3第2項で定められてるんですけども、そういった自治法の中で定められてるからです、という答弁ではなく、これは自治体、行政とどういう関わりの中で、この議会で改めてこういう報告をしなければならないのかという点につきまして説明をいただきたいと思います。お願いいたします。

増田議長 林本企画部長。

林本企画部長 企画部の林本です。よろしくお願いいたします。ただいまの川村議員のご質問にお答えをさせていただきます。

法律では、もちろん定められてるということはもう分かっておるということでございますけども、まず、法律の中の条文も含めて説明のほうをさせていただきたいと思います。地方自治法第243条の3第2項においては、普通地方公共団体の長は、同法第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならないと規定されております。また、政令で定めるその経営状況を説明する書類については、施行令第173の5第1項では、当該法人の毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類と定められております。

今、法的な解釈を説明させていただきましたけども、これをこうすることの理由につきましては、この法人というのは今回は土地開発公社になるんですけども、こちらは地方公共団体が出資を行っております。また、債務の負担もしておるということを鑑み、十分に経営状況を把握しておく必要があるという趣旨と考えております。

以上です。

増田議長 川村議員。

川村議員 非常に要約していただいて今説明をいただいたんですけども、別法人であるけれども、自治体が設立して一体で運営しているということと捉えておきます。そのために今回の報告中の様々な保有土地の状況とか、借入金等、また、取得や処分した土地、経営状況について議会が確認をして、これは行政の立場から、健全に運営されているのかということをチェックする。これが議会の役割だと思っております。

要するに、借入金等、公社の負債につきましても、最終的に自治体が責任を負う可能性というものがあるので、議会は自治体の財政運営について、どのような方向に行くかということとを危惧する中で、財政負担にならないかということについて、この質疑を今からしていくということなんですが、実務上、議会が関与できるということ、あえて、議会は別法人であるから、ここには介入できないという話ではなくて、自治体の予算の中で非常に影響があるということで、ここは我々も監査委員から監査要求もできますし、また、いろんな特別委

員会の設置、また行政監査とか、そういったこともできる、発展する可能性もあるだけに、我々議会もしっかりと質疑をして、その経営状態につきましてしっかりと質疑をしなければならないということをまず冒頭に確認をさせていただいた次第です。ありがとうございます。

増田議長 ほかに質疑はありませんか。

奥本議員。

奥本議員 確認させてください。質問です。

10ページ、令和7年度葛城市土地開発公社会計決算意見書のところの、監査の監事の署名と捺印があるんですけども、吉村監事の署名と印影が異なってるんです。これは財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第4条に基づくと、監査の自署と自己の印を押さなければならないとあるんですけども、これ、法令に対して異なってるんですけど、有効でしょうか、この書類は。

増田議長 林本企画部長。

林本企画部長 こちらの印影ということですけども、個人の印鑑ではないのではないかとご質疑だとは思いますが。有効かどうかというのは、私、今ここで確認できませんのですが、基本的には、監査をしていただきまして署名をしていただいております。確かに印影につきましては吉村始議員の印影ではないということなんですけども、この時点では監査をしていただいておりますので、チェックは働いているという考えでおります。ただ、それが有効であるか有効でないかにつきましては、ここで答弁は差し控えさせていただきたいというふうに思います。

増田議長 奥本議員。

奥本議員 まず、これ、報告案件なんですけども、有効か有効でないかというところがまだはっきりしない状況で出してこられるというのはいかななものかと思うんですけども、この辺りどうなんでしょう。このまま通すんですか。通すというか、このまま押し切るんですか。

増田議長 暫時休憩。

休 憩 午前10時44分

再 開 午後 1時00分

増田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

理事者から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

林本企画部長。

林本企画部長 企画部の林本です。よろしくお願いいたします。先ほどの私の奥本議員からの質問に対する答弁について訂正をさせていただきたいと思います。

報第2号の令和7年度葛城市土地開発公社経営状況報告書にあります、令和7年度葛城市土地開発公社会計決算意見書につきましては、監事である吉村始議員個人の印鑑ではないという発言をいたしました、この点につきましては、公社が報告書を作成する段階で本来存在しない書面を誤って調製し、議会に報告したものでございます。吉村始議員には、書類に正確に押印していただいておりますので、答弁の訂正をお願いいたします。

増田議長 東副市長。

東 副市長 ただいまの報第2号の令和7年度葛城市土地開発公社の経営状況報告書にございます、令和7年度の葛城市土地開発公社の会計決算書につきまして、私どもの事務の誤りによりまして大変ご迷惑をおかけいたしましたこと、まずはおわびを申し上げたいというふうに思います。それと吉村議員におかれましても、ちゃんとした印鑑をついてもらっているのに不愉快な思いをさせてしまって大変申し訳なく思っております。

今後でございますけれども、先ほど部長から申しあげましたように、報告書につきまして、該当箇所の正誤表を提出いたしますとともに、差し替えをお願いしたいと思っております。今後は、このようなことがないように指導を徹底してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。ありがとうございます。

増田議長 吉村始議員。

吉村議員 今し方、理事者からのご報告いただきましたけれども、理事者の皆様におかれましては、突然の質問等あって分からないこともあろうかと思っておりますけれども、必ずご答弁の際には事実確認をしていただきまして、正確なご答弁をいただきますようお願いをしたいと思います。

それから、あと、今回のことにつきましては、本来、私が提出していない、また受理されていない書類が上がってしまったというふうなことでございます。こういった公文書の管理、これは本当に大きな問題だと思いますので、今後、このようなことにならないよう、くれぐれも再発防止、厳正な管理に努めていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

増田議長 ほかに質疑はありませんか。

梨本議員。

梨本議員 よろしく願いいたします。

私、3月議会でも質問させていただきましたので、そのことに関連しまして、葛城市受援施設整備事業の取得事業費に関することについてご質問させていただきます。

まず1点目なんですけれども、3月議会の最終日、3月27日に、発議第1号、葛城市土地開発公社が先行取得した受援施設の適正な処理を求める決議、これが議会から東理事長宛てに提出されています。これについて、土地開発公社では理事会を開き、対応を協議されたのか。もし、協議されたのであれば、どのような協議結果であったのか、教えていただけますでしょうか。これが1点目です。

2点目、これも3月議会に続いてなんですけれども、令和7年3月議会では、受援施設の管理事業の予算、これは用地購入費と家屋購入費なんですけれども、これが会期の途中で取り下げられました。6月議会の補正予算にもこの予算は計上されていません。公社としましては、期限を区切って市に買い戻してもらう要請、これは前回質問させてもらっておりますので、その後どういった経緯で進んでいるのかということを教えてください。これが2点目です。

3点目、東理事長は、3月議会の質問の中で、転売は考えていないと、このように答弁されたわけですが、その考えは今も変わっていないのか。現在も転売は行わないのかということをお願いいたします。

以上です。

増田議長 林本企画部長。

林本企画部長 企画部の林本です。よろしくお願いいたします。

3月27日に議会より理事長宛てに提出のありました決議書につきましては、大変重たいものであると認識しておりますが、現時点において、理事会では協議を行ってはおられません。理由につきましては、市と公社で公共用地の先行取得に関する契約書を交わしておりまして、公社だけで対応を協議するのではなく、市も含めて協議が必要であると考えております。この点も踏まえまして、現在、日程調整を行っているところでございます。

2点目の質問でございますが、令和8年の3月27日付で、公共用地先行取得に関する協議書を市と公社で交わしておりまして、その中で、市は令和8年度に予算措置を行えるよう努めるものとする旨と記載しておりますので、公社といたしましては、この部分が期限を区切って市に買い戻してもらう要請に当たると考えております。

増田議長 東理事長。

東 副市長 3問目のご質問にお答えをしたいと思います。

転売は考えているのかというところでございますけれども、現時点におきましては、市と公社のほうで公共用地の先行取得に関する契約というものを交わしております。その関係で、転売については、今のところは検討はしておりません。

以上でございます。

増田議長 梨本議員。

梨本議員 1つ目の、理事会を開催してない、協議していないということなんですけれども、市との変更契約があったから市との協議が必要だと、公社と。ただ、これ、この決議に関しては理事長宛てにも出されてるわけですよ。これは阿古市長と東理事長宛てに出されたものです。それを公社が理事会も開かず、協議しない。これは本当に議会軽視も甚だしいのではないかと私感じます。

2つ目の質問に関しては、変更契約結ばれたということで、この変更契約はたしか決議当日の3月27日に結ばれていると思うんです。期限は令和9年3月31日。これが次の期限を区切ってということで、今答弁をいただきました。ただ、ここも改めてもう一度確認したいんですけれども、令和7年7月の先行取得の契約時、このときは総額も分からなかった。ここに関しては、債務負担、それから議決が必要だということが分からなかったということやと。特に議決に関しては金額が分からなかったから、議決が必要だということ、できなかったということを多分おっしゃってたと思うんです。今、分かっているじゃないですか。2,000万円以上。ということは、この変更契約、議決要らないんですか。これは法違反の疑いが判明した、認識された後に変更契約を結ばれてるわけですよね。ここに関しては、私、これは市との関係ということもあろうかと思えますけれども、公社としては、それ問題ないと考えてるのかということを再度聞かせてほしいんですよ。

あと、3月議会初日の答弁なんですけれども、このときに東理事長は、引き続き予算を計上して、議員皆さんに理解を求めていくということにしたいと、こう答弁されたわけです。

この予算というのが、私の中では、土地開発公社の予算なんかな、それとも、本市の予算なんかな、どっちなんかなという、その辺の微妙なところはあるんですけども、いずれにせよ、公社の当初予算には、報告に上がってますように、今もあるわけです。ところが、本市の予算からは取り下げられてますし、補正でも計上されてないんですよ。先ほど林本部長がおっしゃられました、変更契約の第1条の（1）に、甲というのは阿古市長なんですけれども、甲は令和8年度中に予算措置を行えるよう努めるものとする。これが、私、実行されていないんじゃないかというふうに考えるんですけども、公社として対応の協議とか申し入れ、これをしないでもいいのかということを確認させてください。

3つ目なんですけれども、先ほど東理事長のほうから、転売は考えていないと、3月と同じような答弁をいただいたわけなんですけれども、私、3月議会の答弁と今回の答弁、これは発言の重みや状況が全く違うのではないかなというふうに考えてるんです。といいますのも、当時はちゃんと当初予算に計上されてました。そして処理を求める議会からの決議もございました。今は予算計上もされてない。そして決議が出された後の今答弁なわけですよ。

他の委員会の中でも、複数の議員から転売を求める提言、これもされてます。理事会を開くのは、理事長が招集されるんですよ。理事長名で開かれるわけです。理事会開かれなかったら、理事の意見とか反映されることってあるんですか。公式の場でほかの理事の意見を聞いていない。そんな状況で、今、理事長が独断で、私、発言されたと考えるんですけども、協議してない状況で理事長が転売しないと、こう明言される以上、東理事長が全ての責任を負う。この理解でよろしいんでしょうか。

以上3点お願いします。

増田議長 林本企画部長。

林本企画部長 ただいまの梨本議員の質問ということでございますけれども、まず、変更契約というお言葉が使われましたけれども、あくまでも3月27日に市と公社の間で公共用地先行取得契約に関する協議書という形で締結をしておりますので、変更契約ということではございません。その中で、先ほど申し上げましたように、令和9年の3月31日まで、令和8年度中に予算措置を行えるよう努めるものとするということをもって、買戻しに対する申入れというふうに先ほど私答弁させていただきましたけれども、そこから先というのは、先ほども申し上げました、理事会をまだ開催、それに関しては開いておりませんので、調整させていただいて、理事会でその分の、市に対して今後の申入れの形については協議していきたいというふうに考えております。

以上です。

増田議長 東理事長。

東 副市長 ただいまの質問にお答えをしたいと思います。

公共用地先行取得に関する契約、この中で、要は買い戻していただくというのが条件に載っております。その関係もございまして、私のほうでは、買い戻していただけるというのを前提といたしまして判断をしておるところでございまして、当然、私ども土地開発公社の理

事にも相談した上で、それは決定をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

増田議長 梨本議員。

梨本議員 変更契約ではなくて協議書ということなんですけれども、どちらでも一緒ですよ。それが必要だと、議決も必要だと、債務負担も必要だと分かった上でその契約を延長していこうという、こういった協議書なわけですから、そのときには、本当にこれでいいのかということ市と協議して、公社の立場として、市と協議して、本当にこれでいいのかと、やる必要、私あると思いますよ。

また、市とのこの契約、9月31日までに買い戻すというこの約束があるから、だから転売しない。でも、そのためにそれをするのが本当にいいのかどうかというのは、今は公社に問うてますから、公社の中でもまんと、公社の中でほかの理事の意見も聞かんと、何でそれ言えるんですか。だから、それは理事長個人で責任を負われるんですねって、ちゃんと責任取られるんですねっていうことを私は確認してるわけですよ。

私求めているのは、公社の適正な対応なんです。市と公社は別組織なんです。3月議会では、将来的に無駄な負担を抱えることがないようにしていただきたい。そのための助言ですよということもお伝えしました。しかしながら、理事会も開かれない。協議もされない。この公社の対応は、私は非常に遺憾であり、そして強く抗議したいと思います。

この受援施設に関しては、他の保有する物件、塩漬けと言われてる、そういうものがほかにもあるかもしれませんが、それとは性質違いますよ。今も、先月は約65万5,000円、今月は約63万4,000円、この利息の支払いが毎月発生してるんですよ。年間にすると700万円以上の利息かかってるんですよ。対応が後手に回れば回るほど、後に市民の負担が大きくなる可能性がある。議会はそれを心配して提言してるんですよ。全会一致の議会の決議も協議せんと、このままずっと土地開発公社が保有し続けるんであったら、これはもう土地開発公社、理事長なのか、それとも理事全員で責任とられるのか、分かりませんけれども、しっかりと経営責任を果たしていただきたい。

このように申し上げて、私の質疑とさせていただきます。

増田議長 ほかに質疑はありませんか。

吉村議員。

吉村議員 今し方、理事会の責任とか、公社の理事長の責任について梨本委員からも意見がございましたけれども、私のほうからも、東理事長のお考えといえますか、今どのようにお考えなのかということについて確認させていただきたいというふうに思います。

3月27日に私ども決議上げました。これ、大変重たい決議でございました。そこから2か月半以上が経過をしております。この間、理事会を招集して対応を協議することはされなかったということ、この理由につきましては、先ほど林本部長からも、市との調整が必要だというふうなことを理由として挙げられましたけれども、東理事長は、この決議を、この調整をするのが優先であって、そうであれば、放置してもやむを得ない、構わないというふうに考えられていたのか。それとも、一生懸命、何とかして開催しようとしたんだけど、ど

うしてもできなかったというような、もし、そういう理由があるのであればお聞かせ願いた
いというのが1つ目の質問であります。

それから、公社は独立した法人でありますけれども、民間企業であれば、私ども議会とい
うのはステークホルダーですから、この重大な決議に対しまして、理事会というのはそうす
ると取締役会に当たると思うんですが、それすら開かず、長期間放置したというふうなこと、
これは経営トップの善管注意義務違反として、民間企業であれば厳しく問われるケースだと
いうふうに思いますけれども、東理事長はトップとして、この責任についてどのようにお考
えでしょうか。

増田議長 東理事長。

東 副市長 吉村議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず、全く調整を開かないとか、そんなのではございません。一生懸命努力はした上で、
今、部長の答弁にも先ほどありましたけれども、日程を調整しておるところでございます。
理由はいろいろあるんですけれども、決して私どもは放置しているわけではございま
せん。

以上でございます。

あと1点……。

(発言する者あり)

東 副市長 それに尽きるんですが。

増田議長 吉村議員。

吉村議員 先ほど申し上げましたけれども、民間企業であれば、こういうのは、善管注意義務違反とい
う言葉があります。これ、一般用語だと思いますけれども、企業であれば、例えばそういつ
たことについて、株主とか、そういうところから、株主総会とかで言われてるのに放置した
ということであれば、これは厳しく問われる部分です。場合によっては、解任決議を上げら
れたりとか、そういうふうなこともあるようなことでありますが、こういったことで結果的
に不作為になってしまったわけですね。これについての責任をどう考えてらっしゃるん
ですかという質問が、先ほど1つ目の質問の2つ目でした。

増田議長 東理事長。

東 副市長 取りあえず、私どもは、先ほどからも申し上げておりますとおり、市に買い戻していた
だくということを前提として開発公社のほうは動いております。ですから、それをないがし
ろといいますか、それをほっといて勝手にこっちでやるというのは、それはおかしいとい
うふうに思っております。

以上でございます。

増田議長 吉村議員。

吉村議員 分かりました。理事長とすれば、市との関係、これを優先されるということ、よく分かり
ました。また、当然、理事会を開くに当たって、調整を、単純に放置していたとは当然考え
てません。いろいろと、開けないか日程調整はされたということは、これは当然思いますけ
れども、その結果として開かなかったということに対して、結局、市との調整を優先された

と。何が何でも開くというふうなこと、つまり、議会との関係で、やはりこれだけの決議が上げられてるんだから、独立した機関ですから、土地開発公社は。それは開くという判断はされなかったということで承知いたしました。

これまでのご対応について、結果的に今こういうふうになっておるわけですがけれども、今このような状況を招いていることにつきまして、トップとして、これは遺憾なことだというふうに考えていらっしゃるのでしょうか。それとも、これは通常の手続の範囲内で努力したんだから仕方がないというふうに、通常の手続の範囲内だから、これは仕方がないんだというふうに考えられてるのか。それとも、責任を痛感して遺憾と認めていらっしゃるのか。これだけお伺いいたします。

増田議長 東理事長。

東 副市長 再度、再度の答弁になりますけれども、重複するかも知れませんが、要は、協議書というものが現在出ております。それにのっとして我々は事務をさせていただいているという理解をしております。

以上でございます。

増田議長 吉村議員。

吉村議員 私ども議会、市民の代表でございます。これらが今回の市の土地を購入した経緯につきましては問題であると。とてもじゃないけれども、これは議会で、例えば市のほうで買戻しをするということになっても賛成は無理だというようなことがあったので、全会一致で3月27日の決議を上げたわけですがけれども、その私どもの考えと、それからあと、今、理事長がおっしゃった理事長の認識とは遠く離れてるというふうなことが分かりました。

以上です。

増田議長 ほかに質疑はありませんか。

藤井本議員。

藤井本議員 朝から、川村議員から、土地開発公社についてもしっかりと議会のほうで質疑をしていこうという話もございました。私自身、今回、報告の後の質疑はこれでもう6回目になります。6回目ということは、3年前からということになります。この間に1回、一般質問でもお願いをしています。今回、3点について質疑をさせていただきます。

今申し上げたように、この6回、約3年間ずっと、全国的にも、奈良県におきましても、土地開発公社、もう時代にそぐわないということで解散をしていっている。また国のほうも解散を手助けしているような傾向にあるというところで、葛城市も動いてなかったわけですね。それで解散を、すぐに解散できませんから、解散プランを立ててくださいということをお願いしてきて、今のような事態を招いているというのが現状であります。

先ほどから、皆さん方、ほかの議員さんから、受援施設の土地取得についての話がございます。これについては特別委員会もございます。今月の22日にございますので、そこでの話にしておくとして、土地開発公社そのものについて、私もくどいほど、早く解散をしてください。解散の計画を立ててくださいということをお願いしてきて、また言うとりわ、というぐらいの気持ちで聞いておられたと思いますけれども、今現在こうなって、解散について理事

会で本当に話をしてきたのか。いや、聞き流してきたのか。現状そういう方向性というものをどのように見いだそうとしているのか。私は3年間ずっと言い続けてきてるんだから、ここを1問目としてお伺いをしておきたいと思います。

2つ目でございます。私も、今日も表彰をしていただいて、長く議員生活させていただいてますけども、土地開発公社の中の先行取得する土地、公拡法に基づいて購入をしていく。先行取得していく。今まで土地しか見たことないんですよ。日本全国を見ても、塩漬けの土地とか、公拡法に基づく土地ということやけども、今回建物を購入されてると。奈良県の土地開発公社、県の土地開発公社とか、ほかの開発公社のこういう決算書を見ても、建物というのは載ってないし、ただ、計画があつて建物つきを購入しないと駄目やということはございます。その場合は、解体を目的として購入する場合があるというふうなことは載ってるんですけども、ここで確認しておきたいのが、私は、市として土地、建物を取得するという、これはいいと思うんですよ。土地開発公社で土地と今回建物も、これは珍しいケースやと思います。ここに問題はないのかどうかというのを、私、ほかには例はないと思ってるんです。このところを、確認という意味合いで、2問目、お答えをいただきたいというふうに思います。いやいや、これは問題ないねんというのであれば、そこは安心するところでございますけども、ほかにはないんだから。

3問目ですけども、これも過去に何回か質疑をさせてもらった中で、当時、担当部長は違いましたけども、お答えをいただいている、いわゆる雑収入ございますよね。雑収入というのは、賃貸をしてるわけですよ。賃貸をしている。土地開発公社で取得した土地が今運用できてないので、それを何かに貸している。土地開発公社の決まりの中で、土地開発公社で取得をしました。それで何か事業しようとするんですけども、その間までは賃貸してもいいですよということになってるので、それはいいと思います。

また、全国的に見ても、塩漬けの土地、10年以上ずっと動いていない土地がございますので、そういう土地についても賃貸を認めてるというのが今現状であります。しかし、これについても、厳しい規定があつて、例えば定期借地権をつけないといけないとか、公募による賃貸でなければならないとか、契約をしっかりとしなさいよ。こういうふうになってると思います。これは今初めて申し上げたんじゃないくて、今まで質問させてもらった中で何回か、これを心配しているということ、あまりよくないという話をしてたんですけども、年間10万何ぼですか、収入、入ってますやん。ずっと入ってますやん、長く。かなり長期に至ってると思います。この契約自身がちゃんとできてるのかどうかを確認しておきたいと思います。

以上3点でございます。

増田議長 林本企画部長。

林本企画部長 企画部の林本です。よろしくお願いいたします。

まず、藤井本議員のほうからは、以前からご指摘いただいております。公社の理事会の中でも、そのことに関しましても議論はさせていただいておりますが、開催に向けての方向性というご質問になるかと思っておりますけども、この開催に向けての方向性に当たっては、やはり越えるべきハードルというんでしょうか。課題が、これも以前から答弁させていただいてる

かとは思いますが、大きく3点ほどございます。

まず1点目につきましては、やはり市から先行取得依頼された土地で、まだ現在も市側のほうで動いている事業がございます。国鉄・坊城線であったりとか、柿本・笛堂土地道路事業などがそれになるんですけども、そういったものがまずあるということが1点。

2点目が、これはかねてからいろいろ問題言われてます、10年以上の長期保有の土地、これを市側でどのように簿価において買い戻していただけるか、活用してもらえるのかという課題でございます。これは、長期保有土地には、やはり先行取得依頼、当時の事業目的や経緯が不明瞭なものがありまして、担当部署のほうでも確認をしてもらっておるんですけども、活用策が見えてこないという課題がございます。

それと3つ目は、やはり買戻していくための市の財源確保であったりとか、負担の課題がございます。こういったことも踏まえまして、公社の理事会においては、具体的にはそういった解散についての協議は行っておりませんが、このような課題整理を行いながら、理事会と市側も情報共有しながら議論は続けてまいりたいと考えております。

2点目の、土地開発公社で建物を買って問題ないかということで、先ほど議員のほうもお述べの場合、ケース・バイ・ケースがあるということで、当然、解体を視野に入れて取得するであるとか、そういったことはあるんですけども、こちらのほうは、今回、受援施設のほうは建物つきということもございまして、確認させてもらってますが、問題はないということでの回答を得ております。

3つ目の、土地を賃貸で貸してることに關しての契約ということですけど、契約書は、私も、こちらにつきましては、契約書のほうは実は確認はしていませんけれども、確認はしてないけれども、契約書はもちろん結んでおると思いますが、先ほど言った、定期借地権とか、そういったことを締結してるかどうかについては、恐らくされてないというふうに考えておりますので、そこはまた確認はさせていただけたらというふうに思います。

以上です。

増田議長 藤井本議員。

藤井本議員 前後しますけども、最後の、確認します。これは確認してください。かなり長くなっていると思います。契約そのものという話ございましたけども、やはり市の土地を貸すというときには、公募ってせなあかん。公募のことには触れられなかったけども、これもご確認をいただきたい。まずどういう契約になってるのか。1年更新の契約をやってるのかも分からずしてできないですね。公募が原則となっている。多分これもどうかなという私は疑問を持っています。そこらも確認の上、今日は結構ですので、担当の常任委員会のほうででもお知らせいただいたら、調べた結果をお知らせいただくで結構でございます。

2点目のほう、ほかにはないけども、土地だけでなく建物を、公拡法によって建物も大丈夫やということは確認済みであるということですので、これは頭の中にも残し、また、この議事録にも残していくべきであろうということで質問させていただきました。

最初に言っている、ずっと言い続けてる解散プラン、大きな都市のほうからもう解散していったるんですよ。事業数というのはやっぱり大きなまちのほうが多いわけですね。今、

部長がお答えいただいたように、確かにまだ購入をしていかんなん。事業があつて土地開発公社で持っている。これを一般会計で買い戻さなあかんという土地がございます。しかし、見てください。ここ六、七、八年になるのか。ずっと購入はしてないわけですよ。今ある土地をどのようにかして一般会計に買い戻そうということで動いてるだけで、購入はほんまにしてなかった。今回が、久しぶりの購入はこれで、このことについて私はもう触れないけども、どこの市町村だって同じじゃないですか、解散するときってというのは。だから、早く解散プランというのを立てないと、いつまでたつたって、そのような形になると思います。今申し上げたように、奈良県でも市と言われるところの半分以上は、やる気があるのであれば、すぐに解散もされてるし、国が勧めたときにやったわけですよ。

前も申し上げたと思いますけど、田原本町であつたと思います。町長が代わるなり、これはすぐに、新しい若い町長だったと思いますけども、町長さんであろうと思いますけど、就任するなり、土地開発公社は解散させなあかんということで解散をされてます。こういうところをしっかりと考えていただきたい。

それと気になるのが、それを買い戻したら、やはり含み損がかなり出るわけですよ。そのお金をどうやって手だてするのか。国のほうで援助する時期もありました。今もうそういう時期ではないけども。しかし、今ほっとくことによって、将来の負担というのは何ぼでも大きくなっていったるわけでしょう。小さくなることはないでしょう。ここをよく考えた上で、土地開発公社の全体としての在り方、しっかりと理事会で、ここに理事の方もおられるわけやから、理事会のほうで、もう何遍も何遍も、私も言うのも面倒くさい。しっかりとご検討いただくことをお願いして、質疑を終わります。

増田議長 ほかに質疑はありませんか。

谷原議員。

谷原議員 1点、報告書に関して質問いたします。

3ページに令和7年度葛城市土地開発公社貸借対照表があります。先ほどの理事長のご報告の中で、負債の部の2、固定負債について、4億1,487万円の内訳についてご報告がありました。1つは、1億5,700万余りが葛城市の水道事業会計から、それから2億5,700万余りが金融機関からというご報告があつたんです。そうすると、これは固定負債ですので、当然、支払利息がその年度に発生してると思うんですけども、4ページの令和7年度葛城市土地開発公社損益計算書、ここには、4の事業外収益で受取利息は出てるんですが、恐らく事業外支出になると思うんですけども、支払利息が上がってないんです。さらに、これはキャッシュ・フロー計算書、5ページですけども、令和7年度葛城市土地開発公社キャッシュ・フロー計算書、こちらのほうを見ますと、利息の受取額は、これは5万4,403円ほど計上されてますが、利息の支払額がゼロになってるんですよ。ゼロになってるから、当然、損益計算書にも出てこないということなんでしょうが、私、これが理解できないんです。一体どうなってるのか。利息を支払ったら必ずキャッシュ・フロー計算書にも損益計算書にも上がりますから、葛城市は利息を払ってないのか。それとも、そもそもこの報告書が間違ってるのか。これ、私も理解苦しむところなので、ご説明をお願いいたします。

増田議長 林本企画部長。

林本企画部長 企画部の林本です。

谷原議員の今のご質問でございますけれども、支払利息は当然払っております。まず、BSのところに関しましては、BSというか、貸借対照表におきましては、固定負債ということで借入金のほうは上がってるということなんですけれども、利息につきましては、BS上は、今の保有の土地、市に買い戻してもらうための保有の土地のところには、毎年の利息がオンされるという仕組みになっております。ですので、結局、そちらのほう、資産は増えますけれども、そういった利息のところは、先ほど言いました、損益計算書であつたりとか、そういったところには表れないというような、これは会計上のそういったルールみたいな形の中の運用をやっておりますので、これで間違いはございません。

増田議長 谷原議員。

谷原議員 今、理解しにくかったんですけど、貸借対照表の資産のほうに組み入れられるのは分かるんです。だけど、キャッシュ・フロー計算書はお金の流れを表すものですから、これは財務諸表の性格上、これが正しいと私はとても思えない。葛城市の例えば水道事業会計、下水道事業会計全て、キャッシュ・フロー計算書にも損益計算書にも支払利息としてちゃんと計上されてきますから、お金の流れを表すのがキャッシュ・フロー計算書ですから、しかも、損益計算書のところで単年度の損益が当期純利益で出てますけれども、支払利息を入れたら赤になるんじゃないですか。だから、支払利息を資産の中に含めるという考え方が正しいのかどうか。私は貸借対照表のことを言ってませんよ。貸借対照表は負債で上がってるし、資産で上がってるから、資産の中に利息分が含まれて当然評価されるというのは、そういうこともあるのかなと思うんですが、私が聞いているのは、キャッシュ・フロー計算書と損益計算書のほうに利息の支払いというものが全く出てこないというのは、明らかに財務諸表としてはおかしいのではないかなと思うんです。

資産のことを言ってるんじゃないですから、お金の流れはないんですか。払ってるわけやから、あるでしょう、流れが。それがキャッシュ・フロー計算書の性格じゃないですか。これについては、私としては承服しかねます。これで本当にいいのかどうかというのは、間違いありませんということですけど、私が聞いているのは、キャッシュ・フロー計算書、あるいは損益計算書なんです。それに受取利息が記入されてない。その項目がないと。あるいはゼロというのはいかがなものかということについて、もう一回ご答弁をお願いします。

増田議長 林本企画部長。

林本企画部長 先ほど言いました、貸借対照表の質問ではないということでしたけれども、今、損益計算書上は支払利息というのは表れないんです。先ほど言いましたように、当然、支払利息が年間かかるということは、現金という資産が減るんですけども、先ほど言いました、それは今度市に買い戻していただくときの簿価に毎年利息が上るんで、それはバランスをとることがまず1点。

それと、キャッシュ・フローのほうですけども、基本、表れてる部分があると思いますが、6ページ、現金及び増加ということで、マイナスになっておるところがそうだと思う

んですけども。

以上です。

増田議長 谷原議員。

谷原議員 3回目ですから、現金のところがマイナスになってるのは、それは現金がマイナスになってるだけで、現金として手元にある分がマイナスになってると。お金の流れを表してるわけですから。私が聞いているのは利息ですよ。5ページのところに、利息の支払額ゼロになってますから、キャッシュ・フロー計算書で、こんなあり得ないですよ。払ってるんだったら、キャッシュ・フロー計算書なんだから、キャッシュの流れがちゃんとここへ書いてないと駄目じゃないですか。こんな常識を外れてるように私は思うんですけど、私の常識が間違ってるのかもわからないけれども、民間事業者だったらそれは分かると思いますよ。キャッシュ・フロー計算書というのはどういうもんか。キャッシュがどういう流れにしてるかいうのを表すわけですから。実際、水道事業と下水道事業会計でも、キャッシュ・フロー計算書、損益計算書に支払利息について項目をちゃんと上げてやってますよ。ゼロになってるから私聞いているんですよ。キャッシュを払ってないのかと。キャッシュで利息払ってないのかということを知っているんです。これ、見解が分かれていますので、もう一度ここは、ここで話しても仕方ない話なので、改めたところで議論できたらと思います。

増田議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、本件は法の規定により報告のみでございますので、ご承知おきを願います。

次に、日程第18、報第3号から日程第20、報第5号までの報告案件3件を一括議題といたします。

本件につき報告を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました報第3号から報第5号の3議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、報第3号、令和7年度葛城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

本報告につきましては、令和7年度に設定いたしました繰越明許費で、市内消費活性化事業をはじめ、全11事業、総額で14億3,738万8,404円を令和8年度へ繰越いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製し、議会に報告するものでございます。

次に、報第4号、令和7年度葛城市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてでございます。

本報告につきましては、令和7年度葛城市水道事業会計の建設改良費のうち、新庄浄水場変圧器ほか更新事業について826万1,000円を令和8年度へ繰越いたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、繰越計算書を調製し、議会に報告するものでござい

ます。

最後に、報第5号、令和7年度葛城市下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてでございます。

本報告につきましては、令和7年度下水道事業会計の建設改良費について、国の補正予算成立に伴い、交付金事業の300万円を令和8年度へ繰越いたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、繰越計算書を調製し、議会に報告するものでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

増田議長 これより質疑に入りますが、本件につきましては一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、本件につきましても法の規定により報告のみでございますので、ご承知願いたいと思います。

次に、日程第21、議第44号から日程第27、議第50号までの条例の制定及び改正7議案を一括議題といたします。

本7議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第44号から議第50号までの7議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第44号、葛城市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定することについてでございます。

本案につきましては、法令が改正され、令和8年4月から新たに乳児等のための支援給付制度が創設されたことに伴い、国から特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準が示されたことから、本市においても、内閣府令を踏まえ、条例を新たに制定するものでございます。施行期日は公布の日でございます。

次に、議第45号、葛城市監査委員条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、法令の改正に伴い、当該法令の引用条項の条ずれの改正を行うものでございます。施行期日は本年9月24日でございます。

次に、議第46号、葛城市職員の旅費に関する条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、法令の改正を受け、職員の宿泊費について、実勢価格の変化に迅速かつ柔軟な対応を可能とするため、宿泊地及び旅行者の区分に応じ定めている宿泊費基準額の表を条例から規則へ移行するものでございます。施行期日は本年7月1日でございます。

次に、議第47号、葛城市産業廃棄物処理施設及び設備の設置等の指導に関する条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、審議会を組織する構成委員の改正を行うものでございます。施行期日は公布の日でございます。

次に、議第48号、葛城市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、法令の改正に伴い、当該法令の引用条項の条ずれの改正を行うものでございます。施行期日は本年9月24日でございます。

次に、議第49号、葛城市消防委員会条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、委員会を組織する構成委員の改正を行うものでございます。施行期日は公布の日でございます。

最後に、議第50号、葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、法令の改正に伴い、損害補償に係る補償基準額の改正を行うものでございます。施行期日は公布の日でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

増田議長 これより質疑に入りますが、本7議案につきましては一括質疑いたします。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第45号、46号、議第49号及び議第50号の4議案につきましては総務建設常任委員会に、議第44号、議第47号及び48号の3議案につきましては厚生文教常任委員会にそれぞれ付託し、審査を願います。

次に、日程第28、議第51号、令和8年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決についてを議題いたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 議第51号の令和8年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,680万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ217億5,400万6,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、企業版ふるさと納税に係るマッチング支援を行う業者への委託経費や、国の地域未来交付金を活用した、公民連携による地域活性化事業の経費等を追加するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

増田議長 これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ここでお諮りをいたします。

ただいま議題となっております議第51号議案につきましては、8人の委員をもって構成す

る予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

増田議長 異議なしと認めます。よって、議第51号議案につきましては、8人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。なお、再開時刻につきましては追って連絡をいたします。

休 憩 午後1時53分

再 開 午後2時10分

増田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました予算特別委員会委員の選出については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり議長において指名をいたします。

なお、委員長、副委員長につきましても、委員会条例第8条第1項の規定により、休憩中に予算特別委員会を開き選任いただいておりますので、ご報告を申し上げます。

予算特別委員会委員長、藤井本浩議員、同じく副委員長、吉村始議員。以上です。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、配付している日程表のとおり、16日、26日はそれぞれ午前10時から、17日は緊急地震速報訓練後の10時10分から本会議を再開いたしますので、午前9時30分にご参集願います。

なお、18日午前9時30分から総務建設常任委員会、19日午前9時30分から厚生文教常任委員会、22日午前9時30分から予算特別委員会、同日午後2時から物資集積拠点に関する調査特別委員会、23日午後3時30分、（仮称）當麻複合施設及びその周辺整備に関する特別委員会、24日午前9時30分、議会改革特別委員会がそれぞれ開催されますので、各委員におかれましては、日程表の日時にご審査よろしくお願いを申し上げます。

皆様方には、早朝より慎重にご審議賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。

本日はこれにて散会をいたします。

散 会 午後2時12分